

- ・子どもが0～5歳の場合
 - 1子家庭では、42ECU
 - 2子家庭では、それぞれの子どもに50ECU
 - 3子家庭では、それぞれの子どもに52ECU
 - ・子どもが6～11歳の場合ないし18～24歳の場合
 - 1子家庭では、60ECU
 - 2子家庭では、それぞれの子どもに71ECU
 - 3子家庭では、それぞれの子どもに75ECU
 - ・子どもが12～17歳の場合
 - 1子家庭では、78ECU
 - 2子家庭では、それぞれの子どもに92ECU
 - 3子家庭では、それぞれの子どもに97ECU
- (Bundesministerium für Familie und Senioren, 1993,p.276 より貨幣単位はECUのまま引用)

IV. 職業と家庭の両立支援策

オランダの家族政策は、他ヨーロッパ諸国に比べて相対的に遅く、1970年代より整備され始めた。そのため福祉政策全体の中で家族政策は大きな位置を占めていないが、雇用政策としての家族政策、即ち職業と家庭の両立政策においては、独自の展開を見せており注目を集めている。

オランダは1970年代より高い失業率に苦しんだが、1982年の政・労・使による「ワッセナーの合意」の後、賃金の抑制や労働市場の柔軟化を基本とするワークシェアリングが進んだ。以降パートタイム労働が著しく増加し、全労働者の中に占めるパートタイマーの割合が4割に近づくなど、EUの中でも特異な位置を占めるに至っている。「子育ては家庭保育を中心とする」という考え方方が強く、公的な保育制度が発達してこなかったため、1970年代までは女性が家庭と職業を両立することが困難な状況であった。しかしパートタイム労働の増加に伴い女性の労働市場への参入が促進された。女性に限らず、男性においてもパートタイマーが増加し、いわゆる「1.5稼ぎモデル」(1.3の収入を得るとする場合もある)が出現するに至った。このモデルによれば、男女ふたりがパートタイマーとして働く事によって稼ぎ手がひとりの時よりも収入が多く、家事育児の分担を共同で行なう事ができるとする。現実には、男性のパートタイム労働の可能な職業領域が限られていることや、パートタイムにおける管理職創出という課題がある、等の問題点が指摘されているものの、雇用政策が職業と家庭の両立を支援する家族政策としても、有効に機能して

いるとの評価が高い（前田、1999）

こうしたオランダのパートタイム労働の増加は、パートタイム労働を法的に保護することによって推進されてきている。1996年には、パートタイム労働とフルタイム労働の差を労働時間の違いのみとし、賃金、社会保障、休暇、その他の諸条件における区別が解消された。さらに1999年には変形労働に関する法律が施行されるなど、契約労働者の身分が保障されている（岡崎、2000）。

参考文献・資料

- ・ Bundesministerium für Familie und Senioren(Hg.), *Zwölf Wege der Familienpolitik in der Europäischen Gemeinschaft*, 1993, Verlag W. Kohlhammer
- ・ Council of Europe, *The Netherlands -Review of National Youth Policy-*, 1999
- ・ 広瀬真理子、「オランダ」、田中浩編『現代世界と福祉国家－国際比較研究－』所収、1997、お茶の水書房、p.203 - p.218
- ・ Kuijsten, Anton/ Schulze, Hans-Joachim, *The Netherlands: the latent Family*, in: Family life and family policies in europa, Kaufmann,F-X.ed.,1992, Oxford University Press, p.253-p.301
- ・ 前田信彦「オランダにおける雇用（失業）政策の動向と家族変動」、小島宏編『平成8～10年度厚生科学研究費補助金研究報告書 先進諸国における家族政策と雇用政策の関係』所収、1999、p.65 - p.82
- ・ 岡部陽三「オランダモデルとは何か：日本は何を学ぶべきか」、日本ILO協会編、『世界の労働』第50巻第2号、2000
- ・ 大塩まゆみ「児童手当の国際比較」、国立社会保障・人口問題研究所編、『海外社会保障研究』1999、No.127、p.38 - p.48
- ・ <http://www.nidi.nl/research/prj40001.html>
Netherlands Interdisciplinary demographic institute, *MOAB-4 Survey Shows: Child Care Too Limited and Inadequate*

第2章 フランス語圏諸国

小島 宏

1. フランス語圏平成11年度研究実績（小島 宏）
2. フランスにおける動向
 - a. フランスにおける育児休業制度とその評価（小島 宏）
 - b. 都市勤労女性の戦略－生産と再生産の社会学（丸山 茂）
 - c. フランスにおける農業者の「結婚難」をめぐる諸問題（須田文明）
3. 「ベルギーの家族政策と出生力の緩慢な低下」（ニコル・マルパス）
"Belgium's Family Policies and the Slow Decline of Fertility" (Nicole MALPAS)
4. 「パートナーシップの未形成の規定要因——仏日比較——」
(ジャン・ルイ＝ラリュ、小島 宏)
"Determinants of Non-Formation of Partnership: A French-Japanese Comparison"
(Jean-Louis RALLU and Hiroshi KOJIMA)
5. 『ケベック州における出生力動向と家族政策』(ヘザー・ジュビー、エベリヌ・ラピエール＝アダムチユク、セリーヌ・ルブルデ共著、マリー＝エレーヌ・リュシエー協力) 委託報告書要旨
"Fertility Trends and Family Policy in Quebec" by Heather JUBY, Evelyn LAPIERRE-ADAMCYK and Celine LE BOURDAIS with the collaboration of Marie-Helene LUSSIER
 1. 出生力と家族に関する行動と意識の動向と規定要因
 2. 出生力と家族における変動に対処するための家族政策上の施策とその効果
 3. ケベックとカナダ全体から導き出された日本にとっての政策的含意。付録. 人口学的・社会経済的指標の総合的資料集

フランス語圏平成11年度研究実績

小島 宏

1. 研究の概要

初年度の平成11年度はフランスを中心に、ベルギー、カナダのケベック州、そしてルクセンブルグについても可能な範囲で、出生・家族の動向と家族政策の動向を把握とともに、フランス語圏における同質性・異質性を浮かび上がらせようとした。特に、フランスとベルギーについては全国的動向だけでなく、若干の地域別分析も試みた。

また、フランスについては当プロジェクトの一環として2000年2月にパリの雇用連帶省をはじめとする官庁・研究機関等を訪問し、出生・家族の動向と家族政策の動向に関する最新情報の収集を行った。同時に、現地在住の研究協力者（丸山茂神奈川大学教授）と情報交換をおこなうとともに現地の研究者（国立人口研究所のJean-Louis Rallu博士）と日仏における未婚化の要因に関する共同研究の打ち合わせを行った。

さらに、カナダのケベック州については1999年11月にモントリオールを訪問した際に、現地の研究者（ケベック大学付設州立科学研究所都市化研究センターのLe Bourdais教授とモントリオール大学人口学部のLapierre-Adamcyk教授）に本プロジェクトの概要と委託内容を説明しながら、ケベックにおける出生・家族動向と家族政策の動向、カナダ全体との比較からみた家族政策の効果、関連統計集を中心とする報告書の作成を依頼した。その際、ケベック州政府および連邦政府の官庁等を訪問し、基本的な情報収集も行った。また、ケベック州を含むカナダ全国において実施された出生・家族・労働等に関する個票のデータ（General Social Survey）をカナダ連邦統計局より購入した。

2. 主な研究成果

(1) 現地調査および文献研究の成果

現地調査の結果、フランスにおいて1994年に第2子から給付されるようになった事実上の育児休業手当である養育親手当（APE）の就業抑制効果に関する調査・研究が出揃い、特に不安定就業者や不熟練労働者である女性の就業抑制効果を検証していることが明らかになった。しかし、その出生行動に対する影響は必ずしも検証されていないことも確認された。また、近年フランス政府部内においては再び家族政策を拡充しようとする方向性が見られるが、それがジェンダー政策とは別個に実施されているように見受けられた。

さらに、フランスにおける地域間格差についてみると保育サービスへのアクセスは都市部と比べて農村部で劣ることが明らかになったし、都市の内部でも異なり、小さな子どもを育てながら就業継続する母親が居住地もライフコースに関する戦略の一環として決めていることがうかがわれた。都市の勤労女性の戦略に関する分析においては少子化問題を解く中心的な鍵と思われる女性労働（生産）と家庭生活（再生産）の問題を解明することを目的に「家父長制」概念の再検討を通して、あらたな方法論的視座を模索している。また、

フランス農村については農業者の結婚難および後継者不足という視角から非婚化、晩婚化、少子化に対する検討が行われるとともに後継者不足問題への政策的取り組みが紹介されている。他方、ベルギーにおいても出生・家族に関する行動と家族政策に関してフランス語圏とオランダ語圏とブリュッセルで差違があることが示された。いずれにしても、研究対象としたフランス語圏諸国（諸地域）では比較的積極的な家族政策が採られていることが再確認された。

（2）共同研究の成果

日仏両国の個票データの多変量解析に基づく未婚化の要因に関する比較共同研究の結果から、フランスでも同棲を経ずに直接結婚するという「伝統的」行動様式に従う者がある程度おり、日本の場合と同様に婚前の親との同居や「伝統的」属性がそれを促進する効果が見いだされた。また、フランスにおける同棲は「近代的」属性をもつ男女のライフコース戦略の一環として選択されている可能性がうかがわれた。

（3）委託研究の成果

カナダのケベック州に関する委託研究では、コーホート出生力と期間出生力に関するデータが収集され、出生行動・意識の規定要因に関する文献レビューがなされた。特に、興味深い発見としては1950年代から1970年代半ばにかけての出生力低下に寄与した要因が時期によって異なることが見いだされた。また、これらの要因は出生力低下のみならず、出生行動の均一化に寄与したことも示された。

現在の低出生力レジームについては新たな要因、すなわち、家族形成と就業に関する男女のライフコース戦略に関連するものが影響していることが明らかとなった。また、税制上の優遇措置、貧困家族に対する経済的支援、保育システム等の両立支援策等をはじめとするさまざまな家族政策上の施策がこのような出生行動変化の背景をなしたことは確かであるが、それらの出生促進効果については必ずしも明らかでない。

3. 次年度以降の研究計画

（1）文献研究

平成12年度においてはフランスの出生・家族の動向と家族政策に関する研究はそのまま継続するが、やや時代を遡った研究にも着手したい。ベルギー、ルクセンブルグの出生・家族の動向と家族政策に関する研究は本格化するが、そのために現地を訪問して情報収集を行いたい。また、カナダのケベック州については委託研究の補足・更新をする。本年度あまり本格的に行わなかった、モデル家族に関する推計のために必要な統計データの収集にも包括的かつ系統的に取り組む予定である。

(2) 実証研究

本年度購入したカナダGSS個票データを用いた出生・家族・就業等の行動とその規定要因に関する分析を開始したい。分析の際にはケベック州とそれ以外の地域における出生・家族行動の格差を検討するとともに、統計局の年次報告書における分析にならってケベック州における出産一時金の効果に関する分析も試みたい。日仏の共同研究についても継続できるとすれば出生行動と就業行動の関係に関する比較研究を試みたい。

フランスにおける育児休業制度とその評価

小島 宏

1. はじめに

欧米諸国では1960年代以降、女子の雇用労働力化が急速に進み、この傾向が有配偶女子において特に顕著であった。フランスを始めとする多くの国々ではこのような変化が一因となって1960年代後半ないし70年代前半から晩婚化、出生率低下をはじめとする家族形成の面での変化が始まった（小島、1984）。フランスにおける年齢別女子の労働力率を1962～90年のセンサスに基づいて検討すると（Desplanques, 1994:12）、結婚・出産・育児が頻繁に行われる年齢での労働力率上昇が著しいことが明らかである。また、16歳未満の子ども数別女子の労働力率の動向をみると（Blanchet et Pennec, 1996:96）、子ども数が増えるほど労働力率が低下することと、多数派を占める2子をもつ女子での労働力率上昇が特に大きいことが明らかである。さらに、1990年における子ども数別、末子年齢別女子の労働力率を検討すると（Desplanques, 1993:28）、子ども数が増えるほど労働力率が低下する傾向とともに、末子の年齢が1歳ないし2歳で底を打つ傾向が明らかであり、特に3子をもつ場合に著しいことが示されており、政策的支援の必要性がうかがわれる。

フランスをはじめとする西欧諸国の一端では1970年代半ば以降の出生率低下を受け、1980年代以降、両親による家庭責任と仕事の両立を支援するために家族政策・雇用政策の両面で各種の施策が講じられてきた。また、フランスをはじめとして高い失業率が続く西欧諸国の一端では家族政策手段が出産後の有配偶女子を家庭にとどめたり、保育産業におけるヤミ就業を減少させることによる失業対策としての意味合いをもち始めており、家族政策の雇用政策化が指摘されている。フランスでは事実上の育児休業手当である養育親手当（APE）が第3子からではなく第2子から給付されるようになり、第2子出産後の女子の労働供給に劇的な変化をもたらしたことが明らかになっている。そこで、本稿では以前の拙稿（小島、1998）を延長する形でまず育児休業とAPEの制度について概説した後にAPEの対象拡大の評価と改正提案について論じる。なお、それに先立ち、最近の家族政策の動向について概説する。

2. 家族政策の動向

フランスにおける家族政策の定義、原則、歴史、特徴等については以前の拙稿（小島1994-95, 1996）で論じたのでここでは繰り返さないが、社会保障制度の一環としての家族給付が中心的な位置を占めるので、図表1として2000年1月1日現在の家族給付額を示した。また、「家族除数」と呼ばれる多子家族に対する税制上の優遇措置もフランスの

家族政策では家族給付と同じく大きな位置を占めている。さらに、両親の就業と家庭責任の両立を支援するという意味で広義の家族政策に含まれる雇用政策上の施策としては、1977年に制定され、1984年の法律によって強化された無給の育児休業制度がある。出産休暇は1978年から16週間に延長され、1980年の法律によってさらに26週間に延長された。

フランスにおける最近の家族政策は「脱家族化」(社会政策化)、「個人化」(子供、若年者、女子の支援政策強化)、「経済化」(雇用政策化と租税化)、「国際化」(EC域内における整合化)の傾向を示すと言われる(Commaille, 1994:140-141)。このような傾向が具体化したものとして、親の就業状態に関して養育親手当(APE)より中立的な「自由選択親手当」(allocation parentale de libre choix)に関する提案があった。1993年にCodaccioni (1994)によって家族政策に関する報告書が国民議会に提出され、「自由選択親手当」が提案され、出生促進、母親による乳幼児保育の選好、失業率低下を巡る議論が展開された。また、その過程で代替案も提出され、それぞれのコストの推計もなされた(Grignon, 1994)。最終的には、同議員が同時に提出したAPEの拡充案に近いものを含む1994年7月25日の家族に関する法律が制定された。

この法律によってAPEが第2子から給付されるようになった(ただし、第2子出産前の10年間ではなく、5年間に2年以上の就業経験があることが受給資格要件)。また、家族手当の年齢上限がそれまで18歳(学生等の場合は20歳)であったのが、20歳(学生等の場合は22歳)に引き上げられた。さらに、1995年1月から自宅保育手当(AGED)が月額2,000フランから約3,800フランへと大幅に増額され、3~6歳の子供についても減額給付されることになった上に、申請手続きが簡素化された。同時に、1995年についての税法では、45,000フランを上限として、家内保育労働者の給与等の50%相当額を免税にすることになった。その上、家庭保母雇用補助加算(AFEAMA)が増額され、養子手当が創設された。そして、全国家族手当金庫(CNAF)と共に1995年から5カ年計画で保育施設の整備・拡充が行われることになった(Delalande, 1995:87-88)。このほか、乳幼児手当(APJE)が複産の場合に各子に支給されることになった(CNAF, 1995:8)。また、図表1に示された通り、APEの受給額がパートタイム就業時間の割合に応じて3段階となり、両親がパートタイム就業した場合は、給付額上限までの範囲内での各親の給付額を併給することができるようになった(Fagnani, 1995:294)。結局、「自由選択親手当」は実現しなかったが、家族政策が全般的に強化された。

しかし、1995年11月には、社会保障制度の財政状況悪化を背景として社会保障改革案「ジュペ・プラン(Plan Juppe)」が発表され、1996年には家族部門に関する改革の多くが実施に移されたため、若干異なる部分もある。まず、それまで毎年少なくとも1回引き上げられていた家族手当算定基礎月額(BMAF)が1996年には改訂されず、1995年1月以降、1997年1月まで改訂がなかったため、諸手当の金額も据え置かれた。また、これまで所得制限がなかった、妊娠4カ月から生後3カ月の時期の「短期の」APJEに所得制限が導入された。さらに、新学期手当の例外的増額部分が1996年に引き下げられたため、総額が1,500フランから1,000フランへと低下した。そのほか、1996年には出産手当金額の算定方法が改訂されて減額されるとともに課税対象

となることが決まつたり、同棲（事実婚）カップルが法律婚夫婦と同様に課税されるようになつたりした(Fagnani and Strobel, 1998:98-99)。

1998年社会保障財政に関する法案においては、社会保障財政の逼迫、特に家族部門における赤字を背景として家族政策の改正が提案されていたが、最大の改正点は家族手当への所得制限の導入（2子家庭で月収25,000フランであるが、共働き家庭と単親家庭の場合は32,000フランで、1子につき5,000フラン増額）であったが、AGEDへの所得制限の導入と給付額上限の半減も同時に行われることになった(Machet, 1997:3-4)。他方、1998年社会保障財政に関する法案に付随した雇用連帯省の文書によれば(Ministere de l'emploi et de la solidarite, 1997:15-17)、家族政策に関する全般的懸念と家族部門財政の再建という目標を視野に入れ、家族に対する財政的移転を公平化して低所得世帯に手厚くする方向での改革を目指した。18～19歳の失業者・無職の子どもを扶養する低所得世帯にも家族手当を支給するとともに、家族手当給付の所得上限を引き上げる。また、高所得世帯ほど多くの移転を受ける傾向があるが、1998年に家族支援施策全体に関する調整をする際にこれを再検討することになった。さらに、特に低所得世帯が恩恵を受けている住宅関連手当が1997年に引き上げられたが、それを拡大する方向での全国家族手当金庫(CNAF)支援を続けることになった。保育については、施設保育に比べて費用がかかる割に問題がある家庭保育が、AGEDやAFEAMAの増額等により利用者を増やしているので、施設保育を促進する方向で乳幼児の保育について再検討を加えることになった。以上の政府方針を見る限り、家族政策が改善される面もありそうであったが、これらが財政難のために切り下げられる面の方が目に付く。いずれにしても家族手当給付の所得制限は過渡的なものであり、政府が現行制度を方向転換した後に公正と連帯を目的として、家族給付と家族扶助全体の改革が実施されることになった。

しかし、1996年からは毎年「全国家族会議」が開催されるようになり、雇用連帯省にそれを担当する省庁間家族代表部が設置されたり、家族政策に関する報告書(Theolot et Villac, 1998)も作成されたりして、家族政策が再び強化される方向にある。評判が悪かつた家族手当に関する所得制限も1999年から元通りなくなった。

3. 育児休業と養育親手当に関する制度とその実態

1977年に制定されたフランスの育児休業制度は1984年1月4日の法律により拡充され、100人以上の規模の企業（1994年からは100人未満の企業にも適用）に1年以上勤務した両親のいずれかが育児のために子供が3歳になるまで完全または部分的に休業することができる権利が与えられたが、1991年1月3日の法律でハーフタイム以外の週当たり16時間からフルタイムの80%までの範囲で休業中の労働時間を選択する権利とともに復職時に職業訓練を受ける権利が与えられ、1993年1月27日の法律で企業による復職時ないし復職前の職業訓練が規定された。さらに、1994年の改正で育児休業期間中により柔軟なパートタイム就業を選択することができるようになった。なお、現行の育児休業に関する法律については図表2に掲げてある。また、1982年から3歳未満の子供を養育するために育児休業を取得した場合、その期間と同じ期間だけ（最

長3年間) 年金の拠出期間が延長されるようになった。ただし、女子については子供1人について拠出期間2年の延長があるが、それと合算することはできない (Thelot et Villac, 1998:192)。

また、1985年1月4日の法律により制定され、1986年12月29日の法律で対象者について修正が加えられた養育親手当 (A P E) は過去10年間に2年以上の就業経験がある両親のいずれかが第3子の養育のために就業しない場合に3歳になるまで支給され、事实上第3子を生んだ雇用労働者世帯に対する育児休業手当となっている (Renaudat, 1993:13)。それが1994年7月25日の家族に関する法律によって過去5年間に2年以上の就業経験がある両親のいずれかが第2子の養育のために就業しない場合にも3歳になるまで受給できるように対象が拡大された。現行の給付額を示した図表1によれば、完全に休業した場合は月額3,061 フラン給付され、フルタイム就業の50%以下のパートタイム就業の場合は月額2,038 フラン、50~80%のパートタイム就業の場合は月額1,530 フランが給付される。A P Eには所得制限がなく、課税対象外である (Bonnet et Labbe, 1999:3)。

育児休業取得の実態については、A P E 対象拡大前の1992年に全国家族手当金庫 (CNAF) 等が全国の事業所、官公署等で実施した育児休業に関するサンプル調査の結果を分析した Renaudat (1993:9, 13, 16) の研究がある。それによれば、育児休業制度の利用者は推定対象者の10%程度で利用率は比較的低く、利用者のうちで女子が占める割合は民間部門で98.5%、公的部門で99%で、父親の労働供給にはほとんど影響を及ぼしておらず、母親の労働供給に与える影響も比較的小さい。出生順位別にみると育児休業取得者の40%前後 (官公庁45%、公共企業体40%、民間38%) が第3子出生後に取得しており、A P E の効果が明かである。また、1991年にパートタイムの育児休業を取得する者が急増したことから、1991年の法律改正の影響による可能性が強い。

他方、家族手当金庫の社会福祉職員による質的な調査の結果によれば、雇用保障と所得減少に関する不安から中級職者や不安定就業者はパートタイム就業を選択できないため、これらの労働条件の改善は必ずしも有配偶女子の労働供給に対して大きな効果をもたない。また、中級職者は再適応を容易にするための職業訓練を得にくることによる復職への不安から育児休業制度をあまり利用できない (CNAF, 1992:64-65)。しかし、後者の問題に関しては1991年と1993年の法律改正によりある程度解消されたはずである。

第3子以降出産後のA P E受給の実態についても1994年の対象拡大前の調査データしかないようである。1993年末に Yvelines 県の家族手当金庫によってA P E受給可能な就業経験がある3子以上の女子を対象として行われた調査の結果によれば、全体の40%がA P Eを受給し、60%が受給しなかった。この調査結果に基づく Fagnani (1995:259) の結論によれば、第3子に対するA P Eの給付は安定した職が確保されている女子にはプラスの影響 (育児に専念できる可能性) をもたらすが、そうでない女子には受給期間終了時にマイナスの影響 (以前と同等の職に復帰できない、失業する可能性) をもたらすほか、採用と昇進における性差別を助長する可能性がある。また、その遅延的効果により良い職を得るのがむずかしいため、母親たちが育児休業制度に頼ったり、追加出生児を諦めたりする可能性がある。従って、特に子供を欲しがったり、すでにもつていていたりする女子にとっての悪循環が存在することになる。しかし、A P Eの受給者数が減少し

始めた1989年から93年にかけて受給資格者の女子人口における就業率は27.0%から31.5%へと上昇しているので、APEが就業に対して抑制効果をもつとは言い切れない面もある。Fagnani (1996:150)は第3子を出産した母親のAPE受給期間終了後の復職についてより詳細に分析した論文でも同様な結論を述べている。

第2子出産後のAPE受給者の実態についてはCNAFから研究費を得て生活状態調査観測研究センター(CREDOC)によって行われた1999年のサンプル調査の結果があるので、以下において概略を述べる。この調査では1997年末に満額のAPEを受給し、1998年の第1四半期に末子である第2子が3歳の誕生日を迎えた830人の女子を対象とした。Simon(1999:1-4)による報告冊子によれば、APE受給前には調査対象者の75%が就業者、21%が失業者、4%が非労働力であったが、受給後にはそれぞれの割合が51%、22%、27%となった。失業者の割合はほとんど変わらないが、就業者が25%ポイント減ったが、ほぼその分だけ非労働力が増えたことになる。職業カテゴリ別にみるとブルーカラーや下層のホワイトカラーが第2子出産後にAPEを受給する確率が高い。法律で復職が保証されているはずであるが、受給前に安定就業をしていた者たちで受給後に安定就業をしている者は50%しかおらず、不安定就業をしている者が9%、失業している者が16%、非労働力化した者が25%もいる。受給前に不安定就業していた者では20%、失業していた者では16%が受給後に安定就業をしているが、いずれにおいても半数強が失業者と非労働力になっている。結局、APEを取得した女性の多くは、育児休業を順当に取得できるような雇用が非常に安定した女性か、職業キャリアが一貫して不安定でいずれにしても職業上の地位が改善しない女性かのいずれかに区分される。前者の女性の多くは夫も安定した職業に就いているため、その一部(15%)はAPE受給期間終了後に非労働力化している。

CREDOC調査はパートタイム就業をした母親やAPEを受給しなかった母親が対象に含まれていないため、偏りがないとは言えない。実際、Afsa(1999:9-10)によるCNAFの内部データの分析によれば、1996年においてAPEの潜在的受給対象女性のうちで、就業してAPEを受給した者が38%、非就業で受給した者が15%、就業して受給しなかった者が11%、非就業で受給しなかった者が36%おり、半数弱がAPEを受給していなかった。また、この割合は夫の年間所得の階層によって大きく異なり、最低賃金未満の超低所得階層では非就業でAPEを受給しなかった確率が高く、就業してAPEを受給した確率が低いのに対して、最低賃金の1~2倍の階層では非就業でAPEを受給した確率が高い。また、最低賃金の2~3倍の階層と3倍以上の階層では就業してAPEを受給した確率がかなり高いし、前者では非就業でAPEを受給した確率が高く、CREDOC調査の結果を裏付けている。非就業でAPEを受給しない確率が高いのは低所得層だけでなく、外国籍の女性と夫が失業者の女性であり、いずれの女性も職業に関する社会統合が不十分であることを示している。逆に、高所得階層の女性は職業キャリアを追求するために完全な休業のコストが高いため、部分的なAPEを受給しながらパートタイム就業を続ける傾向があるが、低所得階層では追求するほどのキャリアではないためか、不安定な立場であるためか、非就業となり満額のAPEを受給する傾向がある。

4. 養育親手当対象拡大の影響とその評価

Afsa (1996:2-3)によれば、1991～95年において月齢6～17カ月の第3子をもつ母親の就業率はほとんど変化しなかったが、同月齢の第2子をもつ母親の就業率は1991年末の約65%から1994年末の70%まで漸増していたのが1995年末には約45%へと急減し、労働市場への予想以上の影響が現れた。また、同年には第2子をもつ受給可能女子人口の3分の1強が受給していたと推計されている。1995年中に約65,000人の女子が満額のAPEを受給するために労働市場から撤退したと推計されている。この要因としては①労働市場の状態、②世帯の所得水準、③保育施設の利用可能性があるが、①がもっとも大きな影響を及ぼしていることがうかがわれた。すなわち、第2子養育のために労働市場から撤退した女子の多くは失業者か不安定就業者であった。しかし、配偶者が不安定就業者の場合には就業を中断して収入源を失うことを恐れて躊躇する母親が多い。いずれにしてもAPEを受給する母親は比較的低所得の者が多く、専門職者は就業を継続する傾向が強い。さらに、保育施設が未整備な農村や中小都市では就業を中断する傾向が強い。また、APEの就業抑制効果はBlanchet et Klein (1997)によって行われたマイクロシミュレーションに基づく政策効果評価のための研究においても見いだされている。APEの第2子からの給付開始は予想以上に労働市場に影響を及ぼし、雇用政策としての効果が効果が比較的大きかったが、APE給付対象拡大以降の期間が短かったため、1996年当時はこのような労働市場からの撤退が一時的なものか永続的なものかわからなかった。確かだったのは、失業中の女子の多くが雇用保険給付の受給者から家族給付の受給者へと移行することにより、社会保障制度の中で雇用部門の支出が減少し、家族部門の支出が増加したことであった。

翌年のMachet (1997:7-9)による上院報告書によれば、APEの受給者数の急増は第2子を出産した母親のうちで45%（35%が完全、10%が部分）がAPEを受給したためであった。会計検査院の分析によれば、第2子養育のためのAPEの成功と第2子出産後の母親の大量退職の間に対応関係がある。APEの成功の大部分は女子労働市場の状況の悪化によるものである。すでに非労働力化した女子にとっての明らかな利点があるほか、失業中の女子のうちで失業手当が少ない者や失業手当の受給期間終了間近の者にとっても魅力的であるし、就業中断が復職の機会にほとんど影響しないような不安定就業者にとっても魅力的である。少しの失業手当しかもらっていない失業中の潜在的受給者は、APE程度の給付額に対しても無関心ではいられない。CNAFの1996年の推計によれば、第2子に関するAPE受給者の3分の1が失業手当を受給する女子であった。会計検査院の分析によれば、給付水準が比較的高いため、失業手当との間で強い代替効果があるが、これは失業手当が低い場合だけでなく、若干高い場合でも生じている。

Machet (1997:9-10)はAPE対象拡大の影響を総括し、次の4点にまとめている。第1に、APEが若年女子の労働市場からの完全な撤退を促進するために考案されたのではないことは確かであるが、一部の受給者に対してはそのような効果をもつようなので、APE受給期間終了後の女子が労働市場への再参入を果たすための条件を厳密に研究する必要がある。第2に、APEは当初、社会保障の雇用部門と家族部門の間の複雑な負担の移転であったが、雇用部門における負担の変動にも影響しているはずなので、APEにより

誘発された部門間の移転について研究する必要がある。第3に、A P Eの例はどのような条件下で失業が家族部門の支出に大きな影響を及ぼす可能性があるかを示しているが、このことは失業率上昇がA P Eに興味をもつ可能性がある人口を増大させることを示す。第4に、1994年7月25日の家族に関する法律が高くついたという批判がしばしばなされているが、家族によって誘発された追加費用はむしろそれが成功し、国民のニーズや期待に答えたものであったと言える。

最近の雇用連帶省の調査研究評価統計局（D R E E S）の報告冊子は1999年の時点におけるA P E拡大の影響を評価するとともに、そのような評価を行った研究をレビューしているので、以下でその内容を紹介することにする。著者の Bonnet et Labbe(1999:2-3)によれば、戦後、特に1970年代以降、「雇用調査」に表れた末子が3歳未満の2子をもつ母親の就業率は上昇を続けていたが、1994年に73%のピークを迎えた後、A P Eの対象拡大の影響が出始めた95年に67%、96年に59%、97年に55%、98年に55%と下降の一途をたどったが、99年には56%へとわずかに上昇した。また、A P Eの対象拡大の影響が出る前の1993年と94年には第1子・第2子出産前と出産後の就業率を比べた場合の低下が5%ポイント程度であったが、1994年以降は第1子と第2子の出産による就業率に対する影響が非常に異なるようになった。第1子出産後の就業率低下は4%ポイント程度で維持されたのに対して、第2子出産後の低下は1995年に10%ポイント、98年には20%ポイントにも達した。また、末子が3歳未満の2子をもつ母親の就業率は高学歴層（学卒20歳以上）の方が低学歴層（学卒20歳未満）より元々高かったが、その差が1993年には13.5%ポイントだったのが、98年には17.5%ポイントとなり、低学歴層に対する影響が大きかったことをうかがわせる。また、年齢階層別にみると、若年層に対する影響が大きかったことも示されている。低学歴層はA P E対象拡大以前と同様に（しかし手当付きで）労働市場から撤退しているに過ぎないが、若年の高学歴層はA P Eによって新たに開かれた機会を利用して家庭生活と職業生活の両立の一形態としての「長期の出産休暇」の可能性をより良く活用するようになっていると Bonnet et Labbe(1999:7)は結んでいる。

また、Allain et Sedillot (1999)は雇用調査結果等からA P Eの第2子への拡大による労働力人口に対する影響を推計している。その推計結果によれば、1994年に11,000人、95年に49,000人、96年に39,000人、97年に2,000人、98年に0人の純減があり、合計で10万人あまりの純減があったが、これは労働力人口全体が0.4%ポイント減少したことになる。しかし、この10万人のうちの少なからずはA P E受給以前に特に低賃金のサービス業においてパートタイム就業していたと言われる。他方では、A P Eの対象拡大により部分受給が可能なパートタイム就業も拡大してもおかしくないはずであるが、実際は受給者全体の20%にとどまっている (Mourre, 1999:133)。

Afsa(1999:9)による推計では労働力の純減少数は15万人であるが、いずれにしても労働力人口の純減が縮小し始めたのはA P Eを受給しながら育児休業を取得していた母親が労働市場に戻り始めたことにもより、彼女たちは高失業率の下でその困難に直面していると言われる。A P Eは女性にとって両刃の剣であり、子育てが容易になる一方で、女性に対する人的資本投資に関して使用者側の偏見を強化している。そのため、法律に書かれている通り、一旦、育児休業後に復職できても、転勤や配置転換を命じられたりしてやめること

ことを促される場合もあると言われる (Foulon, 1999:23)。

5. 養育親手当制度改革の提案

以上で述べた通り、養育親手当 (A P E) の第2子からの給付開始から5年あまり経つてデータが蓄積され、その影響に関する評価が可能になり、第2子出産後の女子の就業率低下に関する問題が広く認識されるようになるため、政府関係の各種機関が異なる観点から制度改革の提案を行いつつある。例えば、1998年末の Lionel Jospin 首相の Catherine Genisson 下院議員に対する依頼に基づき、同議員名で、雇用連帯省の職業訓練局・女性権利代表部の Delphine Levy を報告者として報告書『女性と男性、どのような職業的平等か？

——女性と男性の間のより多くの平等のための職業的混合——』が1999年10月に刊行されたが、そこでも男女間の職業的平等を達成するための現状分析と提案の一環として育児休業が扱われている。現状分析の章の「文化的障害と差別」と題された節では、特に集団保育施設の整備により、低年齢児を含めて2子をもつ女性の就業がフランスの特殊性であり、25～50歳においてさえ3子をもつ母親の半数以上が就業していると述べられた後、1994年におけるA P Eの第2子への対象拡大に伴う労働市場からの撤退によって一部の職業階層における就業意思の弱さが露呈されたと述べられている (Genisson, 1999:32)。

同報告書の提案の章の「家庭生活と職業生活のより良い両立の促進」と題された節ではその性格から個人の行動に対する公的介入は微妙であるが、男女の役割に関する現在の定義における社会と制度の重みによって介入が正当化されると述べている。「出産時の長すぎる中断の回避」と題された項では、育児休業に関する選択が良い動機に基づき、雇用保障と賃金水準維持という条件のもとで取得された場合に、それが親と子にとって恵まれた時間となる可能性があるとしている。その具体的な事例の分析によれば、ヒアリング対象となった Fleury-Michon 社は第1子から取得可能で、分割可能な育児休業を実施している。同社は同等の職とともに休業中に実現された賃金水準を保証すると約束している。このような制度は、団体交渉の枠組みにおける企業のイニシアティブによらねばならないが、このような制度は特定のモデル企業にしか合致しないため、体系的な方法で公的資金を用いて実施することができない。それが一般化されると、多くの女性が労働市場から排除される危険に曝されるであろうと延べ、育児休業に関連して以下の2つの提案を行っている (Genisson, 1999:72)。

提案 28

その代わり、育児休業取得の特典を子どもが16歳になるまで認めることが有用であろう。女性が困難に直面した際に仕事を一時的に中断することが可能になるように、最長3年間の育児休業を分割することができるであろう。

資格をほとんどもたない女性が労働市場から遠ざけられる危険を考慮しながら、一定の条件のもとで賃金補償をするようなA P Eを同一のまま維持することが疑問視されている。

提案 29

手当の給付期間を短縮し（6カ月）、有給休暇の期間を両親で分割しながら（有給休暇期間の3分の1は譲渡不可）、労働市場への早期復帰を促進することが必要であろう。この場合には第1子への拡張の問題も検討しうるであろう。

それらに関するコメントによれば、就業率は第3子以降しか大きく低下しないので、A P Eの第2子への拡張は実際、より小さな職業活動としか結びつけられていなかった。従って、第1子のための育児期間は正当性が低いものであった。子どもにとってその育児期間は望ましいものであるが、長すぎると離れるのが難しくなるという危険がある。母親にとっても同様に、復職を危うくしないため、育児期間は比較的短くする必要がある。

A P Eのあらゆる拡張が女性にもたらす職業的危険を考慮すると、少なくとも最初の2子について、手当が1年未満しか給付されない場合にのみ、この仮説は成立しうる。いずれにせよ就業率がはるかに低い比較的少数の女性にしか関係しないので、第3子に対するA P Eをそのまま維持することは許容できる。長期間A P Eを受給した女性に対して、最後の年に職業訓練や求職の手続きをするように課すことが重要であろう。手当の金額を不熟練労働を魅力的にするような水準に維持する必要がある(Genisson, 1999:72-73)。

もう1人の親が取得できる部分（3分の1）は利用されない場合には譲渡不能とすべきであろう。当然ながら、この規定は育児休暇期間全体を取得する権利をもつべき一人親に對して影響がない。このような分割は、父親が育児休業を取得するよう強制するというよりも、取得を望む父親による取得を促進する使命をもっている。だからこそ、主要な取得者に対して割り当てられる月数が十分なものでなければならない。従って、女性については出産休暇に加えて、約6～7カ月にすべきであろう(Genisson, 1999:73)。

この報告書の2つの提案と同様な提案は家族政策の改善に関する提案として、経済分析審議会報告書「女性と男性の平等——経済的側面——」の Majnoni d'Intignano (1999:54-55)による本論の中でもすでに述べられているものである。その本論に対する Cette (1999a:70)によるコメントでは、A P Eの悪影響を緩和するための改善策として一時的に育児休業を取得して復職を希望するすべての親のための積極的な職業訓練政策の推進を推奨しているが、これは Allain et Sedillot (1999:183-184) による付論における提案の受け売りかも知れない。また、同審議会の『フランスにおけるパートタイム就業』と題された報告書ではA P E拡大の就業抑制効果の一因として受給者においてパートタイム就労者が増えないことを挙げ、この背景には育児休業やA P Eの制度にはパートタイムの時間数だけについての柔軟性は規定されているが、時間帯や曜日に関して選択する自由が被用者に与えられていないことがあるとしており、この点を改善すべきだと提案している (Cette, 1999b:23, 46)。

Foulon (1999:24) も企業の事例を挙げながらA P E受給期間中のパートタイム就業の促進が使用者側にとっても被用者にとっても望ましいとしているが、それと同時にA P E受給終了後に仕事を続けられなかつた女性のニーズもあるし、1996年に政府がA P Eに使つた予算は保育に使つた予算の5倍に達することから、母親が就業継続できる条件を整備するために保育に対する予算配分も増やす必要があるとしている。Afsa (1999:9) はA P Eの対象者拡大が予想外の影響を及ぼした背景にはその法制化以前に論議されていた「自

由選択親手当」が結局認められず、妥協の産物として法制化されたため、第2子に対するA P E給付があいまいな性格をもっていることがあるとしており、すべての過去・現在の就業状態に関わらず最低賃金の半分が給付される「自由選択親手当」が望ましい方向であると暗示しているように思われる。この手当は就業を継続する場合には保育費用として使われる所以、保育への予算配分の間接的増加にもつながるものであるし、柔軟なパートタイム制度と組み合わせられれば好ましい効果をもたらす可能性がある。

6. おわりに

わが国においても当初の意図はともかく、また補償の割合が基本給の40%になったとしてもあまり高くないとはいえ、育児休業手当が雇用保険制度の一環として給付されており、フランスの場合のように家族政策手段を雇用政策手段として用いることは制度上不可能でない。また、雇用情勢が改善しないまま2001年に予定されている厚生省と労働省の統合が実現すれば、さらに現実味を帯びてくる可能性もある。また、そのように用いられた場合でも、家族戦略上の対応としてフランスと同様な反応が生じる可能性も否定できない。また、補償の割合が上昇したことによってフランス同様に労働市場から撤退する有配偶女子が予想外の増加を遂げる可能性がないとも言い切れない。

しかし、家族形成と就業に関する日仏の政策だけでなく、女性や企業の戦略が異なっているようなので、フランスと同じようにならない可能性もある。実際、Kojima & Rallu (1997, 1998)の出生動向の日仏比較分析によれば、1980年代半ば以前はフランスと類似したパターンをもっていたわが国の出生力が低下し続けているのは晩婚化もさることながら、わが国で高齢と婚外の出生が少ないとによるところが大きい。このような差違の背景にはわが国では就業を続けながら高齢や婚外で子どもを生み育てようとする女性に対して十分な政策的支援がなされていないのに対して、フランスでは元々そのような支援があった上にそのような女性の増加に伴って支援が整備・拡充されたためかもしれない。わが国でもそのような方向での政策変化があるとすれば、家族と就業に関する男女や企業の戦略が変わり、それがさらに政策変化を促すことは十分に考えられる。

参考文献

- Afsa, Cedric. 1996. "L'activite feminine a l'épreuve de l'allocation parentale d'éducation." *Recherches et Prévisions*, No.46, pp.1-8.
- Afsa, Cedric. 1999. "L'allocation parentale d'éducation: entre politique familiale et politique pour l'emploi." INSEE (ed.), *Donnees sociales: la société française*, Edition 1999. Paris:INSEE, pp.413-417.
- Allain, Laurence, et Beatrice Sedillot. 1999. "L'effet de l'alloction parentale d'éducation sur l'activité des femmes." Conseil d'Analyse Economique (ed.), *Egalité entre femmes et hommes: aspects économiques*. Paris: La Documentation française, pp.177-184.
- Blanchet, D., et A. Klein. 1997. "Microsimulation et évaluation de la politique familiale:

- quelques premiers resultats." *Recherches et Previsions*, No.48, pp.55-64.
- Blanchet, D., et S. Pennec. 1996. "Hausse de l'activite feminine: quels liens avec l'evolution de la fecondite." *Economie et Statistique*, No.300, pp.95-104.
- Bonnet, Carole, et Morgane Labbe. 1999. "L'activete professionnelle des femmes apres la naissance de leur deux premiers enfants. L'impact de l'allocation parentale d'education." *DREES Etudes et Resultats*, No.37.
- Cette, Gilbert. 1999a. "Commentaires." Conseil d'Analyse Economique (ed.), *Egalite entre femmes et hommes: aspects economiques*. Paris: La Documentation francaise, pp.65-70.
- Cette, Gilbert. 1999b. "Le temps partiel en France." Conseil d'Analyse Economique (ed.), *Le temps partiel en France*. Paris: La Documentation Francaise, pp.9-68.
- CNAF. 1992. "Conciliation entre vie familiale et vie professionnelle. Regard critique et suggestions d'un groupe de travailleurs sociaux de caisses d'Allocations familiales." Haut Conseil de la Population et de la Famille (ed.), *Vie professionnelle, logement et vie familiale*. Paris: La Documentation Francaise.
- CNAF. 1995. "La loi Famille: Acte II." *La Lettre CAF*, No.52.
- CNAF. 2000. "Allocations familiales." <http://www.caf.fr>.
- Codaccioni, Colette. 1994. "Rapport fait au nom de la Commission des Affaires Culturelles, Familiales et Sociales sur le Projet de Loi (no. 1201) relatif a la famille." *Assemblee Nationale*, No.1239.
- Commaille, Jacques. 1994. "France: From Family Policy To Policies Toward the Family." W. Dumon (ed.), *Changing Family Policies in the Member States of the European Communities*, Brussels: Commission of the European Communities, pp.123-150.
- Delalande, Jean-Pierre. 1995. "Emploi, famille, sante, retraites: S'adapter ou regresser?" *Assemblee Nationale, Rapport d'information*, No.1913.
- Desplanques, Guy. 1993. "Activite feminine et vie familiale." *Economie et Statistique*, No.261, pp.23-32.
- Desplanques, Guy. 1994. "Concillier vie familiale et vie professionnelle." *Recherches et Previsions*, No.36, pp.11-26.
- Fagnani, Jeanne. 1995. "L'allocation parentale d'education: effets pervers et ambiguities d'une prestation." *Droit Social*, No.3, pp.287-295.
- Fagnani, Jeanne. 1996. "Retravailler apres une longue interruption: Le cas des meres ayant beneficie de l'allocation parentale d'education." *Revue francaise des Affaires sociales*, Vol.50, No.3, pp.129-152.
- Fagnani, Jeanne, and Pierre Strobel. 1998. "Changes in the Field of Family Policy in France in 1996." John Ditch et al. (eds.), *Developments in National Family Policies in 1996*. Brussels: European Commission, pp.97-112.
- Foulon, Sandrine. 1999. "Allocation parental d'education: le revers de medaille." *Probleme economique*, No.2624, pp.22-24.
- Genisson, Catherine. 1999. *Femmes-Hommes. Quelle egalite professionnelle?* Paris: La Documentation Francaise.

- Gestion Sociale*. 1988. "Conges pour soigner un enfant malade: Le gouvernement incite a les generaliser." *Gestion Sociale*, No.177, pp.2-3.
- Grignon, Michel. 1994. "A propos de l'allocation parentale de libre choix." *Recherches et Previsions*, No.36, pp.45-48.
- Haut Conseil de la Population et de la Famille. 1992. *Vie professionnelle, logement et vie familiale*. Paris: La Documentation Francaise.
- 小島宏. 1984. 「フランス——女性労働と家族形成」水野朝夫編『経済ソフト化時代の女性労働——日米欧の経験』有斐閣, pp.162-184.
- 小島宏. 1996. 「フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤誠（編）『先進諸国的人口問題——少子化と家族政策——』東京大学出版会, pp.157-193.
- 小島宏. 1998. 「フランスにおける家族政策の雇用政策化とその影響」『家族社会学研究』第 10 号(2), pp.7-18.
- Kojima, Hiroshi, et Jean-Louis Rallu. 1997. "La fecondite au Japon et en France." *Population*, Vol.52, No.5, pp.1143-1172.
- Kojima, Hiroshi, and Jean-Louis Rallu. 1998. "Fertility in Japan and France." *Population: An English Selection*, Vol.10, No.2, pp.319-348.
- Machet, Jacques. 1997. "Financement securite sociale-Famile." *Senat, Rapport*, No.73, II.
- Majnoni d'Intignano. 1999. "Femmes et hommes: egalite ou differences?." Conseil d'Analyse Economique (ed.), *Egalite entre femmes et hommes: aspects economiques*. Paris: La Documentation Francaise, pp.9-58.
- Ministere de l'emploi et de la solidarite. 1997. *Projet de loi de financement de la securite sociale pour 1998*. Paris: Ministere de l'emploi et de la solidarite.
- Mourre, Gilles. 1999. "Analyse des determinants microeconomiques du travail a temps partiel." Conseil d'Analyse Economique (ed.), *Le temps partiel en France*. Paris: La Documentation Francaise, pp.93-126.
- Mueslier, Renaud. 1999. "PROPOSITION DE LOI de M. Renaud MULSELIER relative a la creation d'une prestation parentale d'assistance (renvoyee a la commission des affaires culturelles)." *Assemblee Nationale*, No.1232.
- Paul, Christian. 1999. "PROPOSITION DE LOI de M. Christian PAUL portant creation du conge parental de presence (renvoyee a la commission des affaires culturelles)." *Assemblee Nationale*, No.1793.
- Renaudat, E. 1993. "Les salaries en conge parental." *Recherches et Previsions*, No.32.
- Simon, Marie-Odile. 1999. "L'allocation parentale d'education. Une parenthese de trois ans...ou plus." *Consommation et mode de vie*, No.136.
- Thelot, Claude, et Michel Villac. 1998. *Politique familiale. Bilan et perspectives*. Paris: La Documentation Francaise.

図表 1. 2000年1月1日現在の家族給付月額

家族給付区分	給付月額(フラン)
1. 家族手当 (A F)	
1子	0.00
2子	686.55
3子	1,567.13
4子	2,447.70
5子以上の1子当たりの加算	880.58
年齢加算：10～15歳未満（誕生月まで）	193.03
15歳～	343.28
2. 乳幼児手当 (A P J E) *	
(複産の場合のみ倍額)	
妊娠4カ月～生後3カ月	986.05
生後4カ月～3歳誕生月	986.05
3. 家族補足手当 (C F) *	
(3歳を越える3子以上の場合のみ)	894.51
4. 家族扶養手当 (A S F)	
(親の扶養を欠く場合のみ1子当たり)	
完全（両親の扶養なし）	643.77
部分（片親の扶養なし）	482.83
5. 養子手当*	
養子到着後21カ月間	986.05
6. 特殊教育手当 (A E S)	
基準（1子当たり）	690.00
第1種補足	518.00
第2種補足	1,553.00
第3種補足	5,755.00
7. 片親手当 (A P I) *	
親	3,236.00
1子につき	1,079.00
8. 養育親手当 (A P E)	
(3歳未満の第2子以上の養育のために就業を制限した場合のみ)	
就業停止	3,060.62
就業50%以下	2,038.37
就業50～80%	1,530.31

図表 1. (続き)

家族給付区分	給付月額(フラン)
9. 新学年手当 (A R S) *	
1999年1回限り	1,600.00
10. 自宅保育手当 (A G E D)	
3歳未満の1子当たり3ヶ月分社会保険料	9,791.00
3~6歳未満の1子当たり3ヶ月分社会保険料	3,263.00
11. 家庭保母雇用補助加算 (A F E A M A) *	
3歳未満	825.85
3~6歳未満	412.93

*所得制限（減額）あり

(出所) 小島 (1996:171-172) および CNAF(2000)